

## 越谷市越谷商工会議所 会報「鼓動」に関する要綱

### 1、広告掲載基準

掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

1. 商工会議所の品位を損なう恐れのあるもの
2. 名誉毀損、誹謗等となるもの又はその恐れのあるもの
3. 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
4. その他掲載することが適当でないと認めるもの

### 2、広告掲載申込者の要件

広告の掲載を申し込むことができる者は、会員若しくはこれらの連合体又は国、県、市、公益法人その他これらに類するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、広告の掲載を申し込むことが出来ません。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業を行なう者
2. 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に掲げる営業を行なう者
3. 暴力団又は暴力団の構成員として認められる者
4. その他広告主として適当でないと認める者

### 3、広告の規格等

募集する広告の規格、位置、数、期間、作成方法、広告掲載料その他の広告掲載に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

### 4、広告の募集方法

広告の募集は、越谷商工会議所 会報「鼓動」等により会員へ周知し、募集致します。

### 5、広告掲載の申込み

広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、指定期間内に有料広告折込掲載申込書に、次に掲げる書類を添付し、申込みものとする。

1. 広告の原稿
2. その他必要と認める書類

### 6、広告掲載の決定等

申込を受けたときは速やかに審査の上、広告掲載の可否を決定し、その結果を有料広告(折込)掲載決定通知書により申込者にご通知致します。前項の審査の結果、掲載を可とする申込み企業数が多数の場合は、掲載月を繰延べる場合がありますので、その折はご容赦頂きますようお願い申し上げます。

## **7、広告掲載料の納入**

広告掲載決定通知書を受けた広告主は、当会が指定する期日までに、広告掲載料(折込掲載料)を商工会議所指定口座に納入して頂きます。

## **8、広告主の責任**

「越谷市越谷商工会議所 会報「鼓動」」に関する要綱に反した場合には、広告(折込)掲載申込について取り消すものとします。

## **10、広告掲載料の払戻しについて**

納入済みの広告掲載料については、一切払戻しは致しませんので、悪しからずご了承下さい。但し、広告の掲載が決定した後に広告主の責めによらない理由により、掲載できなかったときはこの限りでないこととします。